

千葉県報

号外
令和8年6月30日

主要目次

○	千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	一
○	千葉県事務委任規則の一部を改正する規則	一
○	千葉県組織規程の一部を改正する規則	一
○	児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	一
○	千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則	二
○	人事委員会規則	二
○	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	二
○	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	二
○	病院局管理規程	二
○	千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程	二
○	訓令	二
○	千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	二
○	千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令	三
○	教育委員会訓令	三
○	県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	三

規

則

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十七号

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例（令和八年千葉県条例第四号）附則第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月十四日とする。

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

千葉県規則第三十八号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第三号イ中「に掲げる」を「までに掲げる処分申請に係る」に、「額を含む。」を「手数料」に改める。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十九号

千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の表市川児童相談所の項中「、船橋市」を削る。

第四十三条第四項中「、市川児童相談所の所管区域のうち」を削り、「事務」の下に「（児童相談所が船橋市に設置されたことにより処理することが必要であるものに限る。次項において同じ。）」を加える。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十号

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第四号様式中「80万9千円」を「82万6千5百円」に改める。

附則

（施行期日）

号外第45号			千	葉	県	報	令和8年6月30日（火曜日）	
1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。 （経過措置）		2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。						
		千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和八年六月三十日						
		千葉県知事 熊谷 俊人						
千葉県規則第四十一号		千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則						
千葉県県営住宅設置管理条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。 別表第一千葉市の項中		幸町東県営住宅駐車場 七、五〇〇円を						
幸町東県営住宅駐車場		七、五〇〇円						
高浜第一県営住宅駐車場		五、五〇〇円						
高浜第二県営住宅駐車場		六、五〇〇円						
高浜第三県営住宅駐車場		五、五〇〇円						
附 則		この規則は、令和八年七月一日から施行する。						
人事委員会規則		給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和八年六月三十日						
千葉県人事委員会規則第二十三号		千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫						
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則		給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年千葉県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。						
附則第三項第二号中「又は柏市」を削り、「保健衛生」の下に「又は児童の福祉」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。		三 柏市に自治法派遣をされた職員（保健衛生に関する専門的知識を必要とする業務に						
千葉県訓令第九号		千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和八年六月三十日						
千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和八年六月三十日						
千葉県病院局職員服務規程		千葉県病院局長 山崎 晋一朗						
千葉県病院局管理規程第十二号		千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程						
千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。		別記第八号様式の注3中「ベリム新タネ」を「ベリム新タネ協力隊」に改める。						
附 則		この管理規程は、令和八年七月一日から施行する。						
訓 令		千葉県訓令第九号						

本 庁 出先機関		千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 千葉県職員被服等貸与規程（昭和四十六年千葉県訓令第七号）の一部を次のように改正する。 別表第一と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する職員の項を削り、同表の備考第一号中「作業ズボン」及び「夏作業服（下）」を削る。 別表第二と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する職員の項貸与品名の欄を次のように改める。																
夏作業服（上下）		<table><tr><td>夏作業服（上下）</td><td></td></tr><tr><td>冬作業服（上下）</td><td></td></tr><tr><td>白衣</td><td></td></tr><tr><td>防暑衣</td><td></td></tr><tr><td>雨衣</td><td></td></tr><tr><td>ゴム長靴</td><td></td></tr><tr><td>作業帽</td><td></td></tr><tr><td>ゴム前掛け</td><td></td></tr></table>	夏作業服（上下）		冬作業服（上下）		白衣		防暑衣		雨衣		ゴム長靴		作業帽		ゴム前掛け	
夏作業服（上下）																		
冬作業服（上下）																		
白衣																		
防暑衣																		
雨衣																		
ゴム長靴																		
作業帽																		
ゴム前掛け																		
冬作業服（上下）																		
白衣																		
防暑衣																		
雨衣																		
ゴム長靴																		
作業帽																		
ゴム前掛け																		

別表第二と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する職員の項中「常時」を削り、「限る」の下に「。ただし、雨衣は、食鳥検査の業務に従事する技術職員に限り、貸与する」を加え、同表家畜の防疫業務に従事する職員の項中「に限る」を「及びこの職員の業務と類似の業務に常時従事する会計年度任用職員に限る」に改め、同項の次に次のように加える。	畜産総合研究センター（市原乳牛研究所を除く。）の家畜の試験研究業務に常時従事する技術職員、家畜に関する作業に従事する畜産技術員及びこれらの職員の業務と類似の業務に常時従事する会計年度任用職員に限る。
---	---

家畜の試験研究業務に従事する職員	防暑衣
------------------	-----

別表第二土地の買収、境界査定、巡視等の業務に従事する職員の項中「又は区画整理事務所」を「、区画整理事務所又は下水道事務所」に改める。	附 則 この訓令は、公示の日から施行する。
--	--------------------------

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊 人 千葉県訓令第十号	千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令 千葉県職員服務規程（平成十七年千葉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。 別記第十三号様式の二の注3中「ぐいゝ薪や炭くぐり」を「ぐいゝ薪や協力炭」に改める。 附 則 この訓令は、令和八年七月一日から施行する。
--	--

教 育 委 員 会 訓 令	県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和八年六月三十日 千葉県教育委員会教育長 杉 野 可 愛 千葉県教育委員会訓令第四号
---------------	---

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 県立学校職員服務規程（昭和三十九年千葉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。 別記第九号様式の十一の注3中「ぐいゝ薪や炭くぐり」を「ぐいゝ海外協力隊」に改める。 附 則 この訓令は、令和八年七月一日から施行する。	本 庁 出先機関
--	-------------

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八